

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第9回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年4月14日(火) 14:00～14:46

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、大村 真一（消費者行政課企画官）永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

(1) 答申事項

電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3011号】

(2) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3012号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会　電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中、6名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日は、答申事項1件と諮問事項1件であります。

○根岸部会長　まず最初ですが、答申事項より審議いたします。諮問第3011号、電気通信事業法施行規則の一部改正について、説明お願いいたします。

○大村消費者行政課企画官　ご説明させていただきます。

まず、諮問の内容ですが、電気通信事業法におきまして、契約締結時に電気通信事業者等に対して提供条件を説明しなければならない義務が課されております。この義務の対象となる電気通信役務について、BWAアクセスサービスを規定すること、具体的に説明すべき事項として、契約解除の連絡先及び方法、また、青少年インターネット環境整備法におけるフィルタリングサービスが利用の制限として課されていることを規定するというものです。

前回の審議会会合の後、パブリックコメントをいたしまして、その結果、個人の方から4件の意見が寄せられました。その4件の内容及びそれに対する考え方からご説明させていただきます。資料9-1の1枚目が答申書（案）ですが、その次に別添として寄せられた意見及びそれに対する考え方をまとめたA4横の紙がございます。それに基づいてご説明させていただきます。

まず意見1ですが、省令改正案全般について、個人1の方、「原案に賛成します」、個人3の方、「利用者の立場からは当然の帰結であり賛成いたします」と、改正案に対して賛同の意見をいただいております。また、個人1の方から、施行規則全般について枝番が多いので、枝番の整理をしたほうがよいのではないかという意見があり、これにつきましては参考意見として承るという考え方を示させていただいております。意見2以下は、今回の省令の改正事項以外の部分に対する関連のご意見をいただいているものです。順次簡単にご説明させていただきます。

まず意見2ですが、高額パケットに関する訴訟についての情報提供と思われるものです。具体的には、ある携帯電話会社のパケット通信料について予想外の高額請求をされたとして訴訟が提起されている事案があるということで、この中身自身は、途中若干文字化け等もあるのですけれども、おそらくどこかの新聞記事か何かをそのまま情報提供いただいたものではないかと思われます。これについては、考え方としては、「参考情報として承ります」とさせていただいております。

意見3でございます。契約締結後も、電気通信事業者による提供条件の変更の場合は説明を徹底すべきということで、これは契約時のみならず契約締結後も提供条件の変更にあたっては説明を徹底することにしていただきたいということでございまして、これについても今回の省令改正の内容に直接関係あるものではありませんので、「参考意見として承ります」とさせていただいております。なお、現在の制度でも、電気通信事業者からの申し出により、提供条件を変更するときには、それが利用者にとって不利になるものに関しては、変更しようとする事項について説明しなければならないとされているところです。その旨、考え方のところになお書きで書かせていただいております。

意見4でございます。電気通信事業者による説明の正確性を徹底し、誤説明に対する責任と賠償を明確化して、行政がきちんと指導すべきであるということで、これは実態として電気通信事業者による説明内容が事実と相違することが散見されるということで、説明の正確性等、きちんと保証を徹底させることが重要であるという趣旨からのご意見です。これにつきましても、先ほどまでの意見と同様に参考意見として承ることにさせていただいております。現行制度で今回の電気通信事業法第26条に基づく説明義務の規定に違反している場合につきましては、総務大臣が利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務改善命令を行うことができるということとされておりますので、その旨、なお書きで記載させていただいております。

最後が意見5でございます。多数の代理店を抱えている電気通信事業者には、代理店に対する管理責任を持たせるべきとして、代理店のトラブルがかなり多いのではないかとということで、具体的な事業者名を挙げてご意見をいただいております。これにつきましても、今回の改正事項に直接関係するものではございませんので、考え方としては「参考意見として承ります」とさせていただいております。その上で、電気通信事業法第26条の提供条件の説明ですが、これは考え方のなお書きに書いてありますように、電気通信事業者のみならず契約締結の媒介、取次ぎ、代理を業として行う者、いわゆる

代理店等に対しても義務づけられておりますので、その旨をなお書きで書かせていただいております。

以上が、個人の方から寄せられた4件の意見の概要、及びそれに対する考え方（案）です。内容として省令改正案の改正部分については賛成のご意見だけでしたので、答申書（案）としては、今回の施行規則の一部改正については諮問のとおり改正することが適当と認められるとしてはいかがかということです。以上でございます。

- 根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ありましたら、どうぞお願いいたします。
- 長田委員　　今回の答申はこれで賛成なのですけれども、今後、特に契約解除の連絡及び方法についての説明が徹底されることによって、これから総務省の消費者センターへの相談も少し内容が変わってくるのかもしれませんが、もしかしたら変わらないかもしれない。それを徹底できないことも想定し得ますので、ぜひ相談内容については随時チェックしていただいて、これがきちんと徹底されているかどうかを総務省としても注視していただきたいと思います。
- 大村消費者行政課企画官　　ご指摘のとおりでして、今回の省令改正の一部については利用者懇談会の提言を受けたものですけれども、契約の解除に関する問題はかなり起こっているというご指摘もありましたので、そのあたりは今回の省令の改正部分、それ以外の部分を含めて注視してまいりたいと考えております。
- 根岸部会長　　ありがとうございます。ほかによろしいですか。はい、どうぞ。
- 酒井部会長代理　　前回出席しなかったので、ちょっと教えてほしいのですけれども、今回BWAについてこういう規定を追加するわけですが、そうしますと今後、例えば3.9Gとかが出ると、やはりこれは必ず追加になるのでしょうか。
- 大村消費者行政課企画官　　提供条件の説明の対象となる役務につきましては、個別に各省令で規定された役務の範囲を超えてサービス、契約が変更されると、すべての事項について改めて1から説明することになるという効果があるものです。今回のBWAアクセスサービスは、これまでの公衆無線LANサービスとは全く別のサービスとして、実態として提供されるようになるのではないかという考え方から新たに号を立てて規定することとしてはどうかというものでございまして、今後出てくるサービスが、どのような形態で提供されるのかによって、サービス提供に当たってそれが一般にどう受け取られるのかを踏まえて、その段階で考えていきたいと考えております。

○酒井部会長代理　わかりました。

○根岸部会長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問第3011号につきましては、先ほどご紹介がありましたように、答申書（案）とありますけれども、（案）を取ってこの内容で答申したいと思います。

どうもありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、次は諮問事項ということで、諮問第3012号、NTT東西の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定、いわゆるプライスキャップの設定について総務省からご説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料9-2に基づきまして、NTT東西の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について、ご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、縦長の資料1枚目、1.背景のところがございますとおり、NTT東西の提供する加入電話等に係る料金につきましては、平成12年10月1日以降プライスキャップが導入されているところです。このプライスキャップの上限価格を示す基準料金指数の設定に当たって必要となる生産性向上見込率、いわゆるX値につきましては、3年ごとに見直しが行われることとなっているところです。総務省におきましては、この基準料金指数の次期の適用期間である平成21年10月1日から3年間に適用されるX値を算定する際に留意すべき事項を検討、整理することを目的として、本年1月から「プライスキャップの運用に関する研究会」を開催いたしまして、4月にこの研究会の報告書が公表されたところです。本件は、この研究会報告書の考え方も踏まえまして、本年10月から来年9月末までの間に適用される基準料金指数を設定することについて、本日諮問させていただくものです。具体的なプライスキャップの概要及び今回のX値の考え方につきましては、その次にお付けしております横長の参考資料に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

まず参考資料1「プライスキャップの概要」資料をおあけいただけますでしょうか。

1ページがプライスキャップの概要についての資料です。まずプライスキャップの制度趣旨でございますけれども、第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、かつ利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスに対して料金水準の上限を設けることにより、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入されたものでございまして、平成12年10月から適用開始されている

ものです。プライスカップの対象サービスにつきましては、NTT東西が提供する音声伝送サービスとされているところです。従前、NTT東西が提供する専用サービスにつきましてもプライスカップの対象とされていたところですが、昨年12月の審議会の答申を踏まえまして、この4月1日からプライスカップの対象外とされているところです。プライスカップの設定方法でございますけれども、サービス区分、いわゆるバスケット内の料金を指数化することによりまして、一定の期間中の当該指数の上限を基準料金指数として設定しているものです。この基準料金指数は、全適用期間の基準料金指数に生産性向上見込率、いわゆるX値を加味いたしまして、ここにごございます式に基づき算定しているものです。また、基準料金指数の設定に用いるX値は、冒頭申し上げましたとおり3年ごとに設定することとされております。

次に、プライスカップ対象サービスの料金設定についてです。この下の表にごございますとおり、現在、加入電話ISDNの基本料、施設設置負担金、市内、市外通話料、公衆電話の通話料等、これらがプライスカップの対象サービスとされているところで、これら全体を音声伝送バスケットと区分しているところです。あと、これに加えて、加入電話、ISDNの基本料、施設設置負担金につきましては、加入者回線サブバスケットということで、さらに区分しているということです。NTT東西の実際の料金指数が、このバスケットごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能ですけれども、仮に基準料金指数を超える料金の設定が含まれる場合には、総務大臣の認可が必要とされているところです。

参考資料2「プライスカップの運用に関する研究会報告書—概要—」資料に基づきまして、今回のX値算定の考え方についてご説明させていただきます。1ページをおあけいただけますでしょうか。今回の研究会におきましては、従前どおり事業者の費用情報等に生産性向上率を加味してX値を算定する、いわゆるミックス生産性準拠方式を基本としてX値の算定を行ったところです。具体的には、適用期間3年間の最終年度に対象サービスの収支が相償する水準にX値を算定するものでございまして、具体的にはここにごございます式に基づきましてX値を算定したものです。X値の算定の手順につきましては、下にごございますとおり、NTT東西の収入予測、費用予測を行った上で、さらに報酬率、消費者物価指数変動率の検証を行い、またNTT東西の経営効率分析も行った上で、具体的なX値の算定を行ったものです。

8ページをおあけいただけますでしょうか。今申し上げましたX値の算定手順を踏ま

えまして、具体的にX値を試算した結果を示したものがこの資料です。今回のNTT東西の収入予測につきましては、最近の市場構造の変化あるいは技術革新に伴う電気通信市場の今後の動向、加えて今後の景気動向の見極めが難しいことを踏まえまして、光IP電話、ドライカップ直収電話等への移行影響が今後縮小するだろうという予測、これをパターンAといたしまして、さらに逆にこれらの移行影響が今後拡大するという予測、これをパターンBといたしまして、2つのパターンに分けて収入予測を行っているところです。このNTT東西の収入予測を踏まえまして、NTT東西の費用予測に基づいてX値を算定したものが、この赤い棒グラフで示したケース1です。これに加えて、NTT東西の費用予測の検証、さらにはNTT東西の経営効率分析結果等を反映した場合のX値もここにございますとおり、それぞれ算定したところです。今回のX値の算定に当たりまして、消費者物価指数変動率、いわゆるCPIにつきましては、政府機関等が公表しているCPIの予測値の平均値をとりまして、0.2%としているところですが、具体的なX値の試算結果につきましては、この表にございますとおりCPI0.2%を中心として、ちょうどプラスマイナス両側に分散する結果となったということです。したがって、特定のパターンにおけるX値の試算が他のX値の試算に対して優位であると一意に特定することは困難ではないかとされたところでございます。

次に9ページをおあげいただけますでしょうか。今申し上げましたとおり、X値の試算結果におきましてX値を一意に特定することは困難であるといったことを踏まえまして、近時の電気通信市場においてPSTNからIP網への移行により、サービス及びそれを伝送するネットワークの態様が動的に変化していく中では、静態的市場環境を前提とする従来の手法に基づいて特定のX値を算定することが、必ずしも適当ではないのではないかとされたところです。このような状況のもとで、仮にCPIを必要以上に上回るX値を設定した場合は、ネットワークの移行期においてPSTNが必要以上に残存する誘引になる可能性があること。逆に、CPIを必要以上に下回るX値を設定した場合は、NTT東西に超過利潤をもたらす、これをIP網の構築の原資に充当するとすれば、公正競争を阻害する可能性があること。これらを踏まえまして、競争ルールの中立性確保の観点からX値をCPI連動とすることが適当ではないかとされているところです。また、利用者利益保護の観点からも、X値をCPI連動としまして料金の上限水準の名目値を固定することにより、料金値上げ抑制のためのセーフガードとしての役割も期待し得るところです。このような考え方に基きまして、研究会報告書におきまして

は、今回のX値についてはC P I連動とすることが適当とされたところです。

以上を踏まえまして、恐縮ですが、もう一度、1枚目の縦長の資料にお戻りいただけますでしょうか。資料の1枚目2.のところが、今回の諮問にかかります本年10月から来年9月末までに適用される基準料金指数の内容です。(1)音声伝送バスケットにつきましてはX値を、C P Iと連動させることといたしまして、前期の上限を維持することとしたいと考えているところです。具体的な基準料金指数としては92.7とさせていただきますと考えているところです。また、(2)加入者回線サブバスケットにつきましては、N T T東西の施設設置負担金に係る収支について、圧縮記帳前のデータが存在しないことから、具体的なX値の設定を行うべき合理的な根拠を見出すことは困難であることから、従来と引き続き同様にX値をC P Iと連動させることとし、前期の上限を維持することとしたいと考えているところです。具体的には基準料金指数100とさせていただきますと考えているところです。以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見なりご質問がありましたらどうぞお願いいたします。

○辻臨時委員　　先ほどのご説明にありましたプライスカップですが、私は「プライスカップの運用に関する研究会」の座長をしておりましたので、一言つけ加えさせていただきます。今詳細に説明されましたので、特段追加することはありませんが、少ばかり印象をお伝えしたいと思います。

研究会は、本年1月から3月まで5回開催し、今月1日に報告書を提出いたしました。手順につきましては、先ほど説明がありましたように、主に固定電話の需要予測を行い、それに基づいて収入予測、それと関連している費用の予測を行いました。収入については先ほどのトラフィックの減少の度合いが2パターン予測されるので、これをできるだけ正確に、どれくらい減るのか、この2パターンに集約して予測を行いました。特に我々が関心を持ちましたのが、費用の削減と費用予測です。トラフィックが減りますから、当然ながら費用は増加しますので、できるだけN T Tに費用の削減を求めました、いろいろ提出されたデータを検討し、特に固定電話にかかる営業費と市内の路線設備の施設保全費について、できるだけ費用を精査し削減する、この方針で行いました。これが、先ほどのX値を計算するときに説明されたように、N T Tが研究会の主張通りに費用を削減したらX値がどうなるかという部分と関係してきます。

さらに、アウトソーシングが大きな費用項目で、これは物件費の中に計上されています。これにかかわる人件費が入っておりますから、それを人件費に戻してもらおう。その場合でも通常の職員の給与でなく、地方職員ですね。つまり、正規職員の給料の3割減という形で計算しました。このような費用の精査を、提出されたデータをもとにして行いました。効率性の分析はこれまでと同様に、DEAというORの手法によって求めました測定された。さらにもう一つはSFAです。これは確率的フロンティア・アナリシスとよばれるものです。このような学術的にも耐え得る方法論で推計いたしました。結果として、先ほどの幾つかのパターンに従って、この2つの手法で求めましたが、どうしてもX値がプラスやマイナスになったりしましたので、議論の結果、前回は踏襲するというのではなく、このような状況がこの先3年間継続しかつ不透明でありますので、CPIの連動と結論になりました。この結論は、それは先ほど説明がありましたように、競争ルールの中立性、つまり、都会部はひかり電話等に変わってきますが、地方はどうしてもそれが遅れます。すると地方で料金が上がる可能性があります。これを抑制する効果があるものとしても、CPI連動がよいと落ち着きました。

今後の課題としましては、IP系のウェイトが今後上昇してきますので、収入では非常にうまくIP系と非IP系に分計されているのですが、費用配賦の点ではまだ正確なデータがとられていないので、研究会ではこの費用に対するIP化の影響を十分検討できませんでした。今後は費用面、特に施設保全費につきましてIP系、非IP系がわかるように配賦基準を明確にしてデータをとるように申し入れ、今回の決定ということになりました。

簡単ですが、つけ加えさせていただきました。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞ、ほかにご意見ご質問、いかがでしょうか。

お願いします。

○東海臨時委員　せっかくの機会です。少し勉強させていただきます。辻先生に聞くのがいいか、行政にお聞きするのがいいかわかりませんが、まず1つは、消費者物価指数変動率と、それから生産性の向上率を連動させるという言葉と、私はその辺の専門ではありませんのでよくわかりにくいのですが、2つの指標は一般論から考えるとプラスとマイナスという逆のベクトルを持っているように思います。そうすると、連動させるという意味は同じ数字を使うということで、ざっくりばらんに言うところだと。そ

ういう意味を持っておられるのか、このような簡単な考え方でよろしいですか。

○辻臨時委員　　ちゃらということではなくて、計算の公式にありましたが、物価の上昇率がマイナスの場合はマイナスX値となります。ですから、これはプラスマイナスゼロにするのではなくて、X値がプラスにもマイナスでなりますものですから、X値をゼロとするという形です。それで1プラスCPIというように、CPI値では残るという形です。

○東海臨時委員　　横長の参考資料の1ページ、③にプライスカップの設定方法とありますでしょう。これプラスとマイナスになっているのですよね。

○辻臨時委員　　はい。

○東海臨時委員　　この意味からすると、どうなのですか。そういう短絡的な数字ではないのですか。

○根岸部会長　　今、東海先生がおっしゃったのはどちらの1ページですか。

○東海臨時委員　　参考資料1の、右肩に1と書いてあるページです。その真ん中の③です。

○根岸部会長　　プライスカップの運用について①、これですか。

○東海臨時委員　　その③のプライスカップの設定方法と黒のゴシック体で書いてある算式です。

○根岸部会長　　なるほど、わかりました。すみません、もう一度お願いします。

○東海臨時委員　　ここで単純に見ますと、2つの数値が同じになればゼロになりますよね。連動という言葉の意味をもう少しご説明いただければと。

○辻臨時委員　　一義的なX値が確定できずに、いろいろな予見の条件によりX値が幾つか複数個出てくるわけです。ですから、どの値がいいのかということ、その値をとるかという将来の予測を含みます。どれか1つとることは、どれかの予測が当たるという形になります。そうしますと、それが外れるというリスクがありますから、どの状況が起こるか、これが起こるとして特定のケースを選ぶのではなく、確率的に考え平均的にどんなものが起こるかと考えました。X値は消費者物価指数を中心に値をとっておりますから、これと同じように考えてみようとしたわけです。それで、ここの消費者物価指数変動率と生産性向上見込率を同じとして差し引きするとゼロになりますので、基準料金指数は前回と同じという考え方です。

○東海臨時委員　　ということは、結果的にプラスとマイナスが同じ数値で来て、ちゃら

になると。

○辻臨時委員　　そういうことです。

○古市料金サービス課長　　消費者物価指数変動率が具体的にどうなるかは今後決まってくるのだと思うのですけれども、例えば、今回は予測値で0.2%と予測しているところでございます。したがって、今回、CPI連動ということになりますと、仮にCPIが0.2%となるとすれば、そこまでの生産性向上は期待するということかと思っております。先ほど申し上げましたとおり、0.5ではだめかとか、あるいはゼロではだめかという議論もあり得るわけでございますけれども、そういった形をとった場合、例えばCPIを必要以上に上回ってしまうと、かえってPSTNが残存する誘引になってしまうのではないかと。あるいは、これをCPI 0.2%よりも必要以上に下回る数値をとった場合には、かえって今度はNTT東西の超過利潤が発生する可能性があるということで、今回CPI 0.2%を生産性向上見込率としたところでは、加えて、これは東海先生もおっしゃるとおり、実質的に料金の上限の名目の水準値を固定することにもなりますので、結果として、先ほど申し上げましたけれども、料金の安易な値上げのセーフガードとしての役割も期待できるということかと考えております。

○東海臨時委員　　意味合いは非常によくわかりました。でも、結果的にはそういうことなのですね。そのときに、このところの経済の環境からするとデフレ傾向になってきたと。そうするとこれがもしマイナスになったらどうするのですか。連動はできない。

○関口委員　　マイナスはマイナス。補足が補足にならないかもしれませんが、このプライスキップ制度そのものはサッチャー政権のときに、イギリスのリトルチャイルド卿が物価の優等生をつくりたいということで、あちらの場合には小売価格指数、RPIだったのですが、それ以下に値上げを抑制する等ということから、料金にキャップをかけたわけです。そのXという生産性見込率を、企業に頑張らせて、非効率性を排除させて、小売価格指数以上に値上げしなければ物価は安定していくとあって、物価の安定に成功したわけです。それを日本でも導入して料金規制の緩和に少し役立てたわけですが、この生産性向上見込率は企業の収入構造、費用構造を分析して、そして生産性の計測をする形で、統計手法によって導出するのが原則ですから、ここでもパターンを幾つも、4つぐらい、先ほども出っ張り引っ込みのあった表がありましたね。横長の8ページのところ、このようにX値のとり方は採用する条件によってさまざま出てきて、企業に対する生産性の努力目標というのは、実はいかようにも設定し得る状況が、

このように結果として出てしまうのです。そういう中でさまざまな配慮の結果、少なくとも消費者物価変動率程度には生産性を向上してほしいということで、消費者物価指数に連動すること、結果としてもうけることでCPI連動、CPIマイナスCPIで、ゼロ以下には下げないし、上げないとゼロを持ってきたということですので、本来のX値はもう少し政策的に配慮がある、CPI以外の値が元々はとられるべきものだと思っていますけれども、プラスもだめ、マイナスもだめで、じゃあゼロに抑えるという結果としてのCPIだと私は理解しております。

○東海臨時委員 導入期のプラスキャップの理屈は、確かに消費者物価が上昇している状況を想定して、そういう形でもって、そこまでは生産性の向上で補えるというこの算式の意図は大体よくわかるのですが、このところの経済環境でいろいろな状況が起こってきた中で、果たして連動という前提がいいかどうかを1回検証してみる必要があるのではないかと。違ったファクターだと思うのです。消費者物価がどう動いたかということ、そこまで上がったのならそれは許容してあげたいという、しかしながら企業ですから、生産性向上については常に前向きに、そのこととかかわりなくそれなりの向上率を達成してもらいたいというものと両方の違ったファクターをそこで別に議論することのほうが、よき時代というのもありはしないかと思うのです。素人的な発想ですが、ですから、そういう意味において、いつも連動という考え方が継続されるのではなくて、そのときそのときの時代の環境を踏まえた議論をぜひ整理していただく方向で、今後やっていただければいいのではないかと考えております。

○古市料金サービス課長 今、東海委員、それから関口委員のご指摘にございましたとおり、今回の研究会の報告書でも議論されたところですが、もともとプライスキャップの導入時、あるいはプライスキャップがそもそも考慮された前提といたしましては、市場の需要が伸びていく、あるいは市場環境自体も比較的静態的な市場環境を前提としてプライスキャップという制度が一番うまくワークするような制度として、いわゆるインセンティブ規制として最も効果的な形になるということだと理解しております。また、東海先生がおっしゃいましたとおり、今、市場自体も非常に動的に変わってきていることもございますので、従来のプライスキャップの考え方がなかなかうまく適用しづらくなっている面は否定し得ないのかと考えております。

したがって、そういった問題意識も踏まえて、昨年6月から10月まで、市場環境変化に対応してプライスキャップも含めた料金政策のあり方について研究会を開催い

たしまして、一定の考え方を10月に取りまとめていただいたところです。この研究会の報告書におきまして、例えばプライスキップの今後の対象範囲ですとか、プライスキップの制度のあり方自体についても、今後の方向性について一定の考え方を取りまとめていただいたところですので、今後も総務省といたしましても、こういった研究会の報告書の考え方等も踏まえまして、必要に応じてプライスキップ制度自体についても見直しを図っていきたいと考えているところです。

○辻臨時委員 東海委員が言われた生産性向上率を、それはそれだけで測定して、その値が出てきた場合に実際の基準指数をどうするかはまた別の問題で、今とまた違う形があるだろうということをおっしゃられました。確かに研究会では関口委員も構成員でおられましたから補足していただけたと思いますが、この生産性向上率は当初からミックス生産性システムで、収支が均衡するようにX値を定めてきました。もちろん均衡を計算するとき、NTTの非効率の値を出して、それを費用から控除して出しているわけですけれども、生産性向上見込率そのものを求める方法、これはフル生産性方式といってアメリカが採用している方法ですが、これで求められた生産性向上率を物価水準と関係ない真のX値として基準指数をもとめ、事業者に提示する方式もあります。それと同じような方法でSFAに従って計算しました。アメリカ式のフル生産性準拠方式をとらなかったのは、データの整備の面で、一発で出てきた値を全事業者に提示して、これに基づいて料金を決めるとなると非常にリスクがあります。アメリカはそれなりにいろいろなデータの整備とか精緻な積み重ねがあるものですから、この方式になじんでいます。日本の場合今回が3期目であり、かつデータにつきましてもNTTもIP化等々、新しい現状にあわせて、費用から固定電話だけのものを抽出する作業も完了していません。今東海委員が言われたような、生産性は生産性として計算することをやりましたが、それを即、政策として用いるのには、研究会としてほんとうにその値がそこまで信頼できるのかとなりますと、まだ詰めていかなければいけない点があります。今回は1つの方向性として、初めてアメリカ式の実効性の率を計算しました。今後経験を積み重ねていけば、ご指摘のようにX値はX値として出して、それを料金指数の値にすることも可能になってくると思いますが、まだそこまで踏み込めなかったのが現状です。

○東海臨時委員 今のことで、大変勉強させていただきましたけれども、もう1点、そういう意味で、実際の会計データを活用される環境も整えていくべきだということで、1年前か2年前か忘れましたが、会計制度の研究会をいたしました折に、いろいろな目

的のために、会計情報のヒストリカルなデータを活用できる環境を整えようということ
を報告書にまとめた記憶がございます。たしかプライスキップに対してもそのような
何か方向づけを言った記憶があるのですが、現状これは使える状況にあるのでしたっけ、
どのようなリンクをしているのか。

○古市料金サービス課長　例えば、今回のプライスキップの対象である基本料につ
きましては、もともと平成16年10月の情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続
料算定のあり方について」において、その配賦基準の適正性について検証、見直しが行
われていたところをごさいます、まず東海委員がおっしゃられました会計制度の在り
方に関する研究会につきまして、その費用削減の効果について検証したというのが1点
です。これに加えて、さらに近年のIT化の進展等の環境変化に対応した配賦基準
の見直しの必要性があるということで、この研究会報告書の趣旨を踏まえまして、NT
T東西においては費用配賦の適正性について、平成19年度会計から見直しを行って
いるということです。こういった会計データの配賦基準の見直しについては、当然のこと
ながら、今回のプラススキップの基準にもなっているところですので、費用配賦の適正
性については今後も引き続き検証を行っていきたいと考えているところです。

○東海臨時委員　結構です。

○関口委員　私は両方の会議に出ているものですから、何でも言わなきゃいけなくなっ
てしまいました。

横長の10ページをご覧いただきたいのですが、この生産性向上見込率の裏側
にある向上のための努力として、会計データは実際に研究会でも……。

○根岸部会長　ごめんなさい、10ページというのは最後ですか。

○関口委員　はい、この横長の最後のページです。ここで①②③と施設保全費、費用等
データの整備、それから子会社取引の透明化の更なる実現という形で、実際のヒストリ
カルな会計情報をつき合わせながら、生産性向上のための努力目標を具体的な品目単位
で詰めております。その意味では、今、東海先生ご指摘の両会議の会計研とのリンクと
いう点では貢献できているのではないかと理解しております。

○根岸部会長　ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては諮問でございますので、この審議会の議事規則第4条
第1項の規定に従いまして、この諮問された案を報道発表いたしましてインターネット
で公告し、広く意見の募集を行うことにいたします。本件に関する意見招請は5月14

日（木）までといたします。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。次回の部会につきましては別途、確定になり次第事務局より連絡ということですので。

どうもありがとうございました。

閉　　会